

地震以外の自然災害への 対応について

【豪雨災害における対応】

令和7年5月

建設部 道路・河川管理課

【目次】

- 1 体制及び対応 3 頁
- 2 過年度の災害復旧対応事例 . . . 7 頁

1 体制及び対応

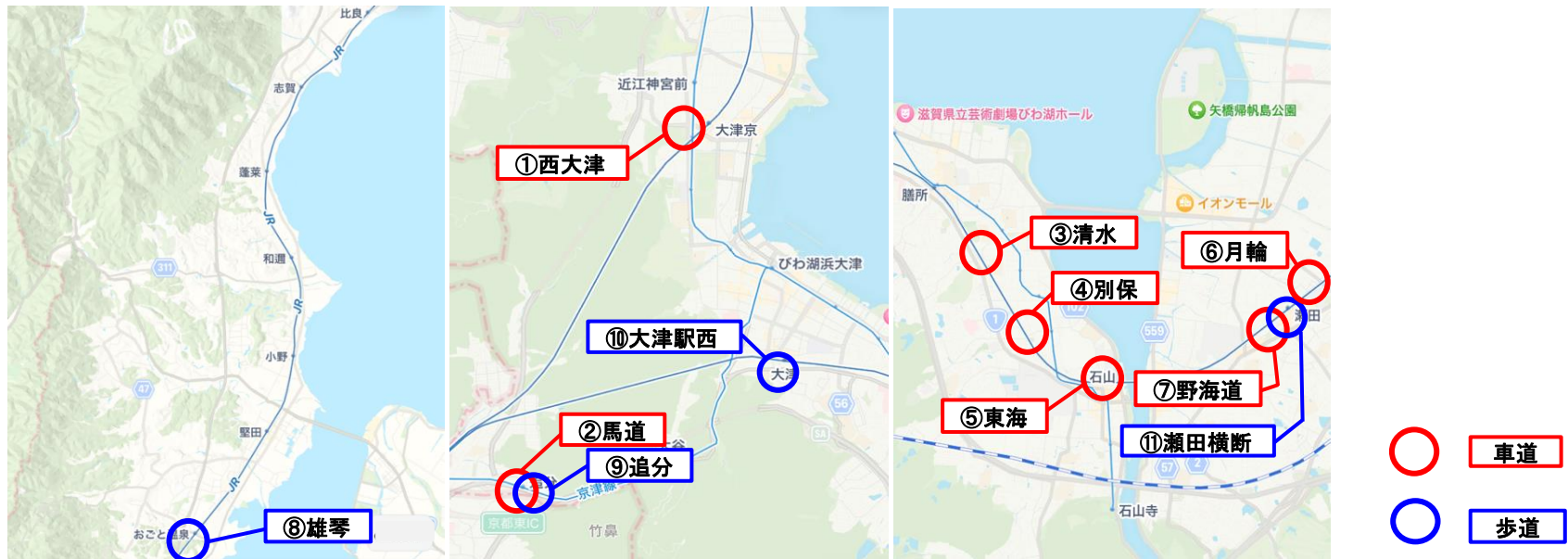
大津市域に気象警報が発令された場合、道路・河川管理課長を本部長として、所属職員全員で災害警戒態勢に入る。

(1) 対応フロー

- ① 市民等からの電話通報等を基に、災害概況報告を作成
- ② 状況確認をするため、パトロールを実施
- ③ 現場状況に応じて、通行止め等の交通規制を実施
(警察、各消防署に連絡通報)
- ④ 災害規模に応じて、近隣の本市指名業者に緊急対応を要請
- ⑤ 必要に応じて、ホームページ上に、通行止め情報を提供

1 体制及び対応

(2) 重点箇所として、立体交差道（アンダーパス）の パトロールを実施 (車道 7 箇所、歩道 4 箇所)



1 体制及び対応

(3) 過去に大きな災害等が発生した場所の確認及び予防保全パトロールを実施



1 体制及び対応

開庁時間外においては、道路・河川管理課職員を班長として、建設部内の職員で班員を編成し、災害警戒にあたる。

（４）時間外に対応

- ① 1班9名の6班体制を編成
- ② 平日は、警報発表時から翌朝8：40まで
休日は、8：40から20：40までの12時間ごとの交替で、開庁時間内と同様に（１）から（３）の災害警戒態勢に入る

2 過年度の災害復旧対応事例

実際の対応状況

●道路法面の崩落

[伊香立下在地町ほか]
市道幹1001号線

国庫負担法による災害復旧事業
被災延長：L = 40.2m

被災状況(令和2年7月発生)



復旧状況(令和3年12月完工)

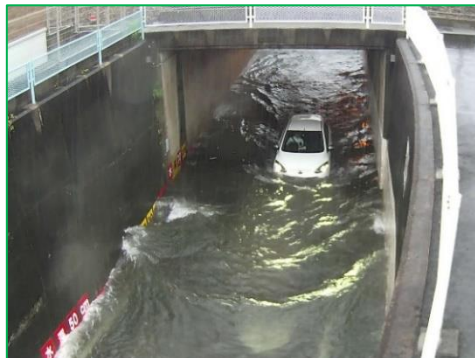


●立体交差道の冠水

[別保一丁目ほか]
市道幹1052号線(別保立体交差道)

エア一遮断器の自動展開及び遠隔
操作による通行止め措置

冠水状況(令和4年7月発生)



対策状況(令和5年10月運用開始)

